

**昭和五十六年自治省令第十九号**

受信機に係る技術上の規格を定める省令  
消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第一項の規定に基づき、受信機に係る技術上の規格を定める省令を次のように定める。

（趣旨）

この省令は、火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信機（火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の受信機を含む。以下同じ。）の技術上の規格を定めるものとする。  
(用語の意義)

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第一条 以下「中継器規格省令」という。第二条第一号に規定するものをいう。

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 火災報知設備 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号。以下「中継器規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。

二 ガス漏れ火災警報設備 中継器規格省令第二条第二号に規定するものをいう。

三 感知器 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。以下「感知器等規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。

四 発信機 感知器等規格省令第二条第二十号に規定するものをいう。

五 検知器 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第二条第五号に規定するものをいう。）

六 中継器 中継器規格省令第二条第六号に規定するものをいう。

七 受信機 火災信号（感知器等規格省令第二条第二十七号に規定するものをいう。以下同じ。）、火災表示信号（中継器規格省令第二条第九号に規定するものをいう。以下同じ。）、火災情報信号（感知器等規格省令第二条第二十八号に規定するものをいう。以下同じ。）、ガス漏れ信号（中継器規格省令第二条第十号に規定するものをいう。以下同じ。）又は設備作動信号（中継器規格省令第二条第十一号に規定するものをいう。以下同じ。）を受信し、火災の発生若しくはガス漏れの発生又は消火設備等（感知器等規格省令第二条第二十六号に規定するものをいう。以下同じ。）の作動を防火対象物の関係者又は消防機関に報知するものをいう。

八 P型受信機 火災信号（火災表示信号若しくは火災情報信号を共通の信号として又は設備作動信号を共通若しくは固有の信号として受信し、火災の発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。以下同じ。）により処理される火災表示及び注意表示をする程度に達した旨の信号を含む。

九 R型受信機 火災信号（火災表示信号若しくは火災情報信号を固有の信号として又は設備作動信号を共通若しくは固有の信号として受信し、火災の発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。以下同じ。）を受信し、火災の発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。

十 M型受信機 M型発信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を消防機関に報知するものをいう。

十一 G型受信機 ガス漏れ信号を受信し、ガス漏れの発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。

十二 GP型受信機 P型受信機の機能とG型受信機の機能とを併せもつものをいう。

十三 GR型受信機 R型受信機の機能とG型受信機の機能とを併せもつものをいう。

十四 G信号式受信機 同一の警戒区域からの異なる二の火災信号を受信したときに火災表示を行なうことができる機能を有するものをいう。

十五 無線式受信機 無線によつて火災信号、火災表示信号、火災情報信号又は設備作動信号を受信した場合に火災の発生を報知するものをいう。

（構造及び機能）

第三条 受信機の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。

一 確実に作動し、かつ、取扱い、保守点検及び附属部品の取替えが容易にできること。

二 耐久性を有すること。

三 水滴が侵入しにくのこと。

四 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。

五 腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置を講ずること。

六 不燃性又は難燃性の外箱で覆うこと。

七 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。

八 部品は、機能に異常を生じないように、的確に、かつ、容易に緩まないよう取り付けること。

九 充電部は、外部から容易に人が触れないよう、十分に保護すること。

十 定格電圧が六十ボルトを超える受信機の金属製外箱には、接地端子を設けること。

十一 主電源の両極を同時に開閉ができる電源スイッチを受信機の内部に設けること。

ただし、P型三級受信機、接続することができる回線の数が一のG型受信機及びGP型三級受信機（G型受信機の機能としての接続することができる回線の数が一であるものに限る。）にあつては、この限りでない。

十二 主電源回路の両線及び予備電源回路の一線並びに受信機から外部負荷に電力を供給する回路には、ヒューズ、ブレーカその他の保護装置を設けること。

十三 予備電源を設けること。ただし、接続することができる回線の数が一のP型二級受信機、P型三級受信機、G型受信機、GP型二級受信機（P型二級受信機の機能としての接続することができる回線の数が一であるものに限る。）及びGP型三級受信機にあつては、この限りでない。

十四 主電源を監視する装置を受信機の前面に設けること。

十五 受信機の試験装置は、受信機の前面において容易に操作することができる。

十六 復旧スイッチ又は音響装置の鳴動を停止するスイッチを設けるものにあつては、当該スイッチは専用のものとする。ただし、当該スイッチを受信機の内部に設ける場合又はP型三級受信機若しくはGP型三級受信機に設ける場合にあつては、この限りでない。

十七 定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けるものにあつては、当該スイッチが定位置にないとき、音響装置又は点滅する注意灯が作動すること。

十八 地区音響装置の鳴動を停止するスイッチ（この号において「地区音響停止スイッチ」といいう。）を設けるものにあつては、次によること。

イ 地区音響停止スイッチが地区音響装置の鳴動を停止する状態（この号において「停止状態」という。）にある間に、受信機が火災信号、火災表示信号又は火災情報信号のうち火災表示をする程度に達したものを受けたときは、当該スイッチが一定時間以内に自動的に地区音響装置を鳴動させる状態（この号において「鳴動状態」という。）に移行すること。ただし、受信機が第六条第一項、第二項（第一号を除く。）及び第三項の火災表示をしている間に当該スイッチを停止状態とした場合において、当該停止状態の間に、受信機が火災信号、火災表示信号又は火災情報信号のうち火災表示をする程度に達したものを受けたときは、当該スイッチが自動的に鳴動状態に移行すること。

ロ イの規定による地区音響停止スイッチの移行を停止する装置を設けるものにあつては、当該装置は受信機の内部に設け、かつ、当該装置が作動しているときに音響装置及び専用の点滅する注意灯が作動すること。

十九 蓄積時間（火災信号、火災表示信号又は火災情報信号（火災表示又は注意表示をする程度に達したものに限る。）を検出してから、検出を継続し、受信を開始するまでの時間）を調整する装置を設けるものにあつては、当該装置を受信機の内部に設けること。

二十 アナログ式受信機であつて、感度設定装置を設けるものにあつては、次によること。







二 火災情報信号（注意表示をする程度に達したものに限る。）の受信開始から注意表示までの所要時間は、五秒以内であること。

三 火災信号、火災表示信号又は火災情報信号の受信開始から火災表示（地区音響装置の鳴動を除く。）までの所要時間は、五秒以内であること。

四 二の警戒区域の回線から火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を同時に受信したとき、火災表示をすること。

五 アナログ式の機能を有する警戒区域の回線は、二信号式の機能を有しないこと。

六 R型受信機の機能は、前二項に定めるところによるほか、火災信号、火災表示信号又は火災情報信号にあつては、装置表示装置に表示する警戒区域、設備動作信号にあつては作動区域表示装置に表示する区域、装置の名称等の回線との対応を確認することができるものでなければならぬ。

（M型受信機の機能）  
M型受信機の機能は、次に定めるところによらなければならない。

一 火災表示試験装置並びにM型発信機（感知器等規格省令第二条第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）に至る外部配線の抵抗及び当該外部配線と大地との間の絶縁抵抗の測定をすることができる装置による試験機能を有し、かつ、これらの装置の操作中に他の回線からの火災信号を受信したとき、火災表示をすることができる。

二 M型発信機の正常な発信を不能にするおそれのある主電源の電圧の低下又はM型発信機に至る外部配線の断線若しくは地絡を生じたとき、音響装置及び故障表示灯が自動的に作動すること。

三 M型発信機の発信開始から火災表示までの所要時間（記録式のM型受信機を用いるものについては、同一の信号を二回記録するまでの所要時間）は、二十秒以内である。

四 前号の所要時間が十秒以内であるものを除き、三個以上のM型発信機が同時に作動した場合、無干渉かつ逐次に火災表示をすることができる。

五 M型発信機からの火災信号を受信した旨の信号を当該発信機に送るものである。

六 火災信号の伝達に支障なくM型発信機との間で電話連絡をすることができる。

七 ゼンマイを使用するものにあつては、ゼンマイが緩み切る前にその旨を報知する音響装置が自動的に作動すること。

八 火災信号を受信したとき、火災の発生した地区を自動的に表示するものにあつては、三以上の地区表示をすることができる。

（G型受信機の機能）  
G型受信機の機能は、次に定めるところによらなければならない。

一 ガス漏れ表示の作動を容易に確認することができる装置による試験機能を有し、かつ、この装置の操作中に他の回線からのガス漏れ信号を受信したとき、ガス漏れ表示をすることができる。

二 終端器に至る信号回路の導通を回線ごとに容易に確認することができる装置による試験機能を有し、かつ、この装置の操作中に他の回線からのガス漏れ信号を受信したとき、ガス漏れ表示をすることができる。

三 二回線からガス漏れ信号を同時に受信したとき、ガス漏れ表示をすることができる。

四 次に掲げる場合に発せられる信号を受信したとき、音響装置及び故障表示灯が自動的に作動すること。

イ 検知器、受信機又は他の中継器から電力を供給される方式の中継器から外部負荷に電力を供給する回路において、ヒューズ、ブレーカその他の保護装置が作動した場合及び当該中継器のうちガス漏れ信号を発する信号回路の回線以外から電力を供給されるものの電力の供給が停止した場合

ロ 検知器、受信機又は他の中継器から電力を供給される方式の中継器から外部負荷に電力を供給する場合及び当該中継器から外部負荷に電力を供給する回路において、ヒューズ、ブレーカその他の保護装置が作動した場合

（G P型受信機の機能）  
G P型受信機の機能について準用する。

（G R型受信機の機能）  
G R型受信機の機能について準用する。

（無線式受信機の機能）  
無線式受信機の機能について準用する。

（G R型受信機の機能）  
G R型受信機の機能について準用する。

（無線式受信機の機能）  
無線式受信機の機能について準用する。

信号（火災表示又は注意表示をする程度に達したものに限る。）を受信することにより火災表示又は注意表示の作動を確認できるものであること。

三 導通試験装置又は第九条第一項若しくは第二項第一号に規定する終端器に至る外部配線の断線及び受信機から中継器に至る外部配線の短絡を検出することができる装置は、外部配線に異常が生じたとき、音響装置及び表示灯が自動的に作動すること。

四 次に掲げる事項が生じたとき、音響装置及び表示灯が自動的に作動すること。

イ 受信機から中継器に至る電力の供給に係る電路の断線又は短絡

ロ 第三条第十二号に規定するヒューズ、ブレーカその他の保護装置の作動

ハ 主電源及び主回路の電圧並びに感知器又は中継器に供給する電力の異常

ニ 信号処理装置又は中央処理装置の異常

五 次に掲げる事項が生じたとき、百六十八時間以内に音響装置及び表示灯が自動的に作動すること。

イ 自動試験機能等対応型感知器（感知器等規格省令第二条第十九号の三に規定するものをいう。以下同じ。）に係る機能の異常

ロ 地区音響装置を接続する回線に係る電路の断線又は短絡

六 中継器から次に掲げる場合に発せられる信号を受信したとき、音響装置及び表示灯が自動的に作動すること。

イ 感知器又は他の中継器に至る電力の供給に係る電路及び地区音響装置を接続する回線に係る電路の断線又は短絡が生じた場合

ロ 外部負荷に電力を供給する回路において、ヒューズ、ブレーカその他の保護装置が作動した場合

ハ 主電源及び主回路の電圧並びに感知器又は他の中継器に供給する電力に異常を生じた場合

ニ 信号処理装置又は中央処理装置に異常を生じた場合

ホ 自動試験機能等対応型感知器の機能に異常が生じた場合

ヘ 中継器から終端器に至る外部配線の断線又は短絡が生じた場合

七 前各号に定める作動を行つたとき、当該表示の状態に関係なく、その内容を記録又は保持すること。

一 受信機に遠隔試験機能を設けるものにあつては、次に定めるところによらなければならない。

二 自動試験機能等対応型感知器の機能に異常が生じたとき、遠隔試験機能により当該感知器の異常を検出することができるものであること。この場合において、受信機に外部試験器（遠隔試験機能の一部の機能を有する装置をいう。以下同じ。）を接続することにより、機能の確認を行う方式のものにあつては、当該装置を操作したときに異常を確認することができる機能を含むものとすること。

二 外部試験器を受信機に接続する場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 外部試験器を受信機に接続した場合、当該受信機の機能（現に試験している警戒区域の回線に係る機能を除く。）に有害な影響を与えない措置

ロ 外部試験器を受信機に接続した状態が継続した場合、点滅する注意灯その他によつて当該受信機の前面において確認ができる措置又は当該受信機の機能に有害な影響を与えない措置

（電源電圧変動試験）

**第十四条** 受信機は、次の各号に掲げる電源の電圧が当該各号に定める範囲内で変動した場合、機能に異常を生じないものでなければならない。

一 主電源 定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下

二 予備電源 定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下

（周囲温度試験）

**第十五条** 受信機は、周囲の温度が零度以上四十度以下の場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

（繰返し試験）

**第十六条** 火災報知設備に使用する受信機にあつては火災表示の作動を、ガス漏れ火災警報設備を使用する受信機にあつてはガス漏れ表示の作動をそれぞれ定格電圧で一万回繰り返した場合、構造又は機能に異常を生じないものでなければならぬ。

示又は注意表示をする程度に達したものに限る。）を受信することにより火災表示

**第十七条** 充電部と金属製外箱との間及び電源変圧器の線路相互の間の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト（定格電圧が六十ボルトを超えるものにあつては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトをえた値）の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えるものでなければならない。

（絶縁耐力試験）

**第十八条** 充電部と金属製外箱との間及び電源変圧器の線路相互の間の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト（定格電圧が六十ボルトを超えるものにあつては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトをえた値）の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えるものでなければならない。

（衝撃電圧試験）

**第十九条** 受信機（外部配線を有さない無線式受信機を除く。）は、通電状態において、次に掲げる試験を十五秒間行つた場合、機能に異常を生じないものでなければならない。

一 内部抵抗五十オームの電源から五百ボルトの電圧をパルス幅〇・一マイクロ秒、繰返し周期百ヘルツを加える試験

二 内部抵抗五十オームの電源から五百ボルトの電圧をパルス幅一マイクロ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験

三 音響装置を接続する端子に、内部抵抗六百オームの電源から二百二十ボルトの電圧をパルス幅一ミリ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験

（電磁波試験）

**第二十条** 受信機（外部配線を有さない無線式受信機を除く。）は、通電状態において、一メートル当たり十ボルトの電界強度で、周波数一キロヘルツの正弦波によつて八十パーセントの振幅変調をし、並びに周波数を八十八メガヘルツから一ギガヘルツまで及び一・四ギガヘルツから二ギガヘルツまでの周波数範囲をそれぞれ〇・〇〇一五デシケード毎秒以下の速度で変化させた電磁波を照射した場合において、火災表示をせず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

（試験の条件）

**第二十一条** 第十七条及び第十八条に定める受信機の試験は、次に掲げる条件の下で行わなければならない。

一 温度五度以上三十五度以下

二 相対湿度四十五パーセント以上八十五パーセント以下

（表示）

受信機には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないよう表示しなければならない。この場合において、第六号、第十三号及び第十四号に掲げる事項については、ケースに入れた下札に表示することができる。

一 受信機という文字

二 型式及び型番

三 製造年

四 製造番号

五 製造事業者の氏名又は名称

六 取扱方法の概要

七 接続することができる回線の数又は感知器、発信機、検知器及び中継器の数

八 主電源の定格電圧及び定格電流

九 予備電源がある場合は、蓄電池の製造事業者の氏名又は名称、種別、型名又は型番号、定格容量及び定格電圧

十 終端器を接続するものにあつては、終端器の種別及び型名又は型番号

十一 蓄積式のものにあつては、公称蓄積時間

十二 アナログ式受信機にあつては、次に掲げる事項

イ 公称受信温度範囲又は公称受信濃度範囲

ロ 当該受信機において火災情報信号を受信するアナログ式感知器の種別、設定表示温度等及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十三条第七項の規定により例による

こととされる感知器の種別

十三 自動試験機能を有する受信機にあつては、次に掲げる事項

イ 自動試験機能に係る火災報知設備のシステム概念図

ロ 自動試験機能等対応型感知器の種別及び個数並びに取扱い方法（感知器に係る自動試験機能等を有する中継器を接続するものにあつては、当該中継器の型式番号）

十四 遠隔試験機能を有する受信機にあつては、次に掲げる事項

イ 遠隔試験機能に係る火災報知設備のシステム概念図

ロ 自動試験機能等対応型感知器の種別及び個数並びに取扱い方法

ハ 外部試験器を接続するものにあつては、当該外部試験器の型名又は型番号

十五 無線式受信機にあつては、次に掲げる事項

イ 無線式という文字

ロ 発信又は受信可能な無線式感知器、無線式中継器又は無線式発信機の型式番号

G型受信機、GP型受信機及びGR型受信機にあつては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

一 標準遅延時間

二 入力信号及び出力信号の種類

三 次の各号に掲げる部品には部品記号及び当該各号に掲げる事項を、その他の部品には部品記号を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

一 端子板 端子記号（電源用又は音響装置用の端子にあつては、端子記号、交流又は直流の別、定格電圧及び定格電流）

二 スイッチその他の操作部 「開、閉」その他の操作表示及び使用方法

三 ヒューズホルダ 使用するヒューズの定格電流

四 音響装置 交流又は直流の別、定格電圧、定格電流、製造年及び製造事業者の氏名又は名称

（基準の特例）

第二十二条 新たな技術開発に係る受信機について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附 則  
（昭和五九年七月二〇日自治省令第二〇号）

- 1 この省令は、昭和五十六年七月一日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に日本消防検定協会の行う消防用機械器具等についての試験を申請している受信機に係る試験については、なお従前の例による。
- 3 この省令施行の際、現に火災報知設備に係る技術上の規定を定める省令（昭和四十四年自治省令第四号）の規格による型式承認を受けている受信機に係る型式承認及び前項により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた受信機に係る型式承認は、よりこととされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた受信機に係る型式承認とみなす。

規格による型式承認とみなす。

附 則  
（昭和六一年三月一八日自治省令第七号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う消防用機械器具等についての試験を申請している受信機に係る試験については、なお従前の例による。
- 3 この省令施行の際、現に火災報知設備に係る技術上の規定を定める省令（昭和四十四年自治省令第四号）の規格による型式承認を受けている受信機に係る型式承認及び前項により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた受信機に係る型式承認は、よりこととされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた受信機に係る型式承認とみなす。

規格による型式承認とみなす。

附 則  
（平成五年一月二九日自治省令第五号）

- 1 この省令は、平成五年二月一日から施行する。

2 この省令の施行の際は、現に型式承認を受けている受信機に係る型式承認は、改正後の受信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

附 則  
（平成七年九月一三日自治省令第二十九号）

この省令は、平成七年十月一日から施行する。

この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している受信機に係る試験については、なお従前の例による。

この省令の施行の際、現に型式承認を受けている受信機に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた受信機に係る型式承認は、改訂後の受信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

附 則  
（平成九年四月二三日自治省令第二五号）

この省令は、平成九年五月一日から施行する。

この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している受信機に係る試験については、なお従前の例による。

この省令の施行の際、現に型式承認を受けている受信機に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた受信機に係る型式承認は、改訂後の受信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

附 則  
（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則  
（平成一九年三月二六日総務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している受信機に係る試験については、なお従前の例による。

この省令の施行の際、現に型式承認を受けている受信機に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた受信機に係る型式承認は、改訂後の受信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

附 則  
（平成二一年三月九日総務省令第一八号）

（施行期日）  
（経過措置）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際、現に型式承認を受けている受信機に係る型式承認は、改訂後の受信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

附 則  
（令和元年六月一八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。